

安全保障と学術に関する検討委員会・第5回（2016.10.28）

防衛秘密と研究の公開性（論点整理）

佐藤岩夫

- ※ 審議事項：③安全保障にかかわる研究が、学術の公開性・透明性に及ぼす影響
 ⇒ 安全保障にかかわる研究は「防衛秘密」と抵触する可能性が高まる。現行法上の防衛秘密の種別を整理し、防衛秘密により研究の公開性が制約される場面を検討する。

1 防衛秘密（広義）の種別

- ① **省秘** 自衛隊法（昭和 29 法 165 号）に定める秘密（59 条、118 条）
- ② **防衛秘密** 特定秘密保護法（平成 25 法 108 号）「別表一（防衛に関する事項）」に定める事項
 ※ 自衛隊法 2001 年改正により導入（96 条の 2、別表第 4）⇒特定秘密保護法
- ③ **特別防衛秘密** MDA 秘密保護法（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法〔昭和 29 法 166 号〕）に定める、合衆国政府から日本に供与された装備品等および情報についての秘密（1 条 3 項、3 条-5 条）
- ④ **合衆国軍隊の機密（米軍の機密）** 在日米軍刑事特別措置法（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法〔昭和 27 法 138 号〕）に定める秘密（6 条-8 条）

2 防衛秘密（特定秘密保護法）

（1）特定秘密保護法の概要

- 「行政機関」の長は、以下の 3 要件をみたす情報を「特定秘密」として指定（3 条 1 項）。
 - ① 当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報（別表該当性）
 - ② 公になっていないもの（非公知性）
 - ③ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特段の秘匿の必要性）
- 防衛秘密：「別表一（防衛に関する事項）」に規定。
 ⇒ 「チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物…の仕様、性能又は使用方法」および「リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物…の製作、検査、修理又は試験の方法」については「研究開発段階のもの」をふくむ。
- 特定秘密の取扱者：「適性評価」を受けた者に制限（11 条）。
- 罰則：漏えい罪（23 条）、取得罪（24 条）、漏えい・取得の共謀・教唆・煽動の罪（25 条）。

（2）特定秘密保護法の運用実態（『特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告』〔2016 年 4 月〕。2015 年 12 月 31 日時点）。

- 特定秘密の指定権限を有する行政機関：20 機関

国家安全保障会議 内閣官房 内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 総務省
 消防庁 法務省 公安審査委員会 公安調査庁 外務省 財務省 厚生労働省
 経産省 資源エネルギー庁 海上保安庁 原子力規制委員会 防衛省 防衛装備庁
 ※ 特定秘密保護法施行令 3 条により文科省等は指定権限を有する行政機関から除外。

- 特定秘密の指定状況：防衛省・防衛装備庁の合計（286 件）で全体の 64.6%。

表 7 特定秘密の指定状況と該当分野（平成27年12月31日時点）

行政機関名	指定 件数	別表の分野			
		第 1 号 (防衛関連)	第 2 号 (外交関連)	第 3 号 (特定有害活動 防止関連)	第 4 号 (テロリズム 防止関連)
国家安全保障会議	2		2		
内閣官房	57		57		
警察庁	24			18	6
総務省	3		3		
法務省	1		1		
公安調査庁	12		6	4	2
外務省	38		38		
経済産業省	4		4		
海上保安庁	16		16		
防衛省	270	270			
防衛装備庁	16	16			
合計	443	286	127	22	8

（出所）『特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告』（2016 年 4 月）、
 14 頁「表 7」。

- 特定秘密の指定単位は「情報」であり、「文書」ではない。
 ※ 特定秘密が記録された行政文書の保有件数：272,020 件。

（3）防衛秘密（特定秘密保護法）による研究の公開性の制約可能性

（a）特定秘密保護法の解釈指針

- 基本的人権の尊重と取材・報道の自由への配慮（特定秘密保護法 22 条 1 項）、取材行為の正当業務行為性の要件（同条 2 項）。
- しかし実際には、特定秘密保護法の解釈・運用基準は必ずしも明確でない。このこと自体が研究の「自由」「公開性」に緊張をもたらす可能性。

（b）大学・独立行政法人・国立研究開発法人の研究

- 特定秘密指定の対象となるのは「行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報」（特定秘密保護法 3 条 1 項）
 ⇒ 大学（国立大学法人・公立大学法人・学校法人）・独立行政法人・国立研究開発法人は、特定秘密保護法 2 条各号の「行政機関」には該当しないため、そこでの研

究が直ちに特定秘密の指定対象となることはないと解される。(参考:《資料1》【1】3(4)前段、【2】)

○ ただし、以下の点に注意を要する:

- ① 独立行政法人については、立案過程における報告書、政府の解説において特定秘密保護法の適用対象となり得るとするものがある。(参考:《資料1》【1】3(2)、【3】)
 - ② 国立大学法人・独立行政法人・国立研究開発法人は主務大臣の各種の監督を受けるところ、各法人に対する主務大臣の監督等業務と特定秘密指定との関係は不明確。
- ⇒ 特定秘密保護法施行令 3 条が改正され文科省が秘密指定機関とされた場合には重要な問題になりうる。

(c) 研究者の調査研究活動

○ 大学等の研究者が、調査研究活動を通じて、行政機関が保有する特定秘密を知得したり、公表する場合はどうか。

⇒ 政府の解説では、研究者の調査研究活動は特定秘密保護法 22 条 2 項の「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為」に該当(参考:《資料1》【4】)。同項の「正当な業務による行為」であれば、違法性が阻却され処罰されないと解される。

⇔ しかし、特定秘密保護法 7 章(罰則)の各条の構成要件については、その不明確性および濫用の危険も指摘される(青井未帆他編『逐条解説 特定秘密保護法』日本評論社、2015 年、226-227 頁)。実際に有罪となるかは裁判により決せられるが、むしろ、その前段階において、捜査・取り調べの対象とされることの萎縮効果の指摘もある(上掲、237 頁)。

(d) 行政機関からの事業委託(研究委託)

○ 大学等が「行政機関」から事業委託(研究委託)を受ける場合、受託事業(研究)の成果が特定秘密(防衛秘密)の指定対象となる可能性があるかにつき、解釈は明確でない。

○ 『秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議報告書』(2011 年): 大学が行政機関等から事業委託を受ける場合は、「大学が作成・取得する情報も本法制の適用対象とすることが適当である。」(参考:《資料1》【1】3(4)後段)

⇒ かりにこのような解釈がとられる場合、防衛省の安全保障技術研究推進制度は事業委託の形をとることから、同制度の受託研究において大学・研究者が作成・取得する情報が特定秘密(防衛秘密)の指定対象となる可能性は排除されない。

⇔ なお、科学研究費補助金は行政機関の事業委託(研究委託)の性格を持たないことからここでの問題は生じない。

3 防衛秘密(特定秘密保護法)以外の場合

○ 防衛省所管の防衛大学校・防衛医科大学校・防衛研究所において行われる研究が自衛隊法 59 条に定める「秘密」に該当すると判断されれば同条の守秘義務の対象になり、違反に対しては罰則(同法 118 条)が課されるなど、公開性が制約される可能性がある。

○ 大学等の研究の公開性が MDA 秘密保護法に定める「特別防衛秘密」および在日米軍刑事特別措置法に定める「合衆国軍隊の機密」の制約を受けるかどうかは、所属する機関の種別によってではなく、MDA 秘密保護法 3 条-5 条および在日米軍刑事特別措置法 6 条に定める構成要件に該当するかどうかにより決定される。該当の場合は公開性が制約される可能性がある。

4 まとめ

- 防衛秘密（広義）は、罰則による情報の秘匿を本質とする。学術の公開性（より広くは「学問の自由」）との緊張関係は本来的に大きい。
- この緊張関係は2つの場面でとりわけ顕著となる。
 - ・ 政府の安全保障政策や外交等に関する事実を明らかにする調査研究（防衛秘密による研究の自由の制約、公開性の阻害の可能性）
 - ・ 防衛装備品等の開発等「軍事的に利用される技術・知識」（本委員会設置提案書）の研究（防衛秘密による研究成果の取り込み、公開性の阻害の可能性）
- 行政機関からの事業委託（研究委託）については、受託者が作成・取得する情報が特定秘密（防衛秘密）に指定される可能性が制度的に排除されていないことを示唆する議論がある。委託者が特定秘密の指定権限をもつかに注意を要する。

以上

《資料1》特定秘密保護法の解釈・運用に関する関係文書の抜粋（下線は筆者）

【1】秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議『秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議報告書』（2011年8月8日）、4・5頁

「3 秘密の作成又は取得の主体

(1) 国の行政機関

前記のような本法制の目的に照らし、国の行政機関が作成・取得する情報は当然に本法制の適用対象とすべきである。

(2) 独立行政法人等*3

独立行政法人等は、例えば人工衛星の研究開発、大量破壊兵器に転用可能なロケットに係る機微技術の研究開発等に関して、国の安全等に関する情報を作成・取得する例がある。

独立行政法人等が、国と密接な関係を有し、実質的には国の行政の一端を担う公的機関であることを踏まえ、その独立性、業務の多様性等にも配慮しつつ、独立行政法人等が作成・取得する情報についても本法制の適用対象に含めることが適当である。

注*3 国立大学法人については、学問の自由等の観点で私立大学と区別する理由がないことから、後述(4)の大学に含めて考えることが適当である。

(3) 地方公共団体（略）

(4) 民間事業者・大学

前述のとおり、本法制は、政府が保有する特に秘匿を要する情報の漏えいの防止を基本とするが、政府とは直接関係を有しない民間事業者や大学においても、国の安全等に関し保護されるべき情報を作成・取得することがあり得る。しかしながら、民間事業者や大学が作成・取得する情報を本法制の適用対象とすると、経済活動の自由や学問の自由の観点から国家による過度の干渉にもつながりかねないこと等を考慮すると、民間事業者や大学が作成・取得する情報については本法制の適用対象としないことが適当である*4。

ただし、民間事業者及び大学（以下「民間事業者等」という。）が行政機関等（国の行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等をいう。）から事業委託を受ける場合には、当該事業が行政機

関等の意思決定の下でその活動の一環として実施されるものであることから、当該事業において作成・取得される情報は、行政機関等が自ら作成・取得する情報と同視し得る。そして、民間事業者等は任意の契約により事業委託を受けるのであるから、当該事業に関して特別秘密の保全義務を課すことも許容される。したがって、このような場合に限っては、民間事業者等が作成・取得する情報も本法制の適用対象とすることが適当である*5。

注*4（略）

注*5 現行法令上、防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供の委託を受けた民間業者は、防衛秘密の管理体制につき一定の基準に適合する必要があるなどその適切な管理を義務付けられるほか、民間業者が防衛秘密を漏らした場合には防衛省の職員と同じ罰則が適用される。」

【2】内閣官房特定秘密保護法施行準備室『特定秘密の保護に関する法律 Q&A』（2013年12月27日）

Q6. 民間の企業や研究機関、大学が持っている情報も 特定秘密に指定されますか？

A. 民間の企業や研究機関、大学が持っている情報は、特定秘密の指定の対象となりません。

【3】内閣官房特定秘密保護法施行準備室『特定秘密の保護に関する法律【逐条解説】』（2014年12月9日）、13頁（2条関係）

「独立行政法人については、国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事務を実施する機関であって、特定秘密を国から独立して保有することが想定されないため、行政機関には含めないこととしているが、適合事業者（第5条第4項から第6項まで及び第8条）として本法の適用対象となり得る。」

【4】内閣官房特定秘密保護法施行準備室『特定秘密の保護に関する法律【逐条解説】』（2014年12月9日）、123頁（22条関係）

「学術的研究に従事する者の調査行為等については、当該研究者が不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることや、これに基づいて意見又は見解を述べることを職業その他社会生活上の地位に基づき継続して行う場合は、〔特定秘密保護法 22 条 2 項の〕『出版又は報道の業務に従事する者の取材行為』に該当する。」

《資料2》参照条文

○ 自衛隊法（昭和29年6月9日法律第165号）

（秘密を守る義務）

第59条 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

2 隊員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、防衛大臣の許可を受けなければならない。その職を離れた後も、同様とする。

3 前項の許可は、法令に別段の定がある場合を除き、拒むことができない。

4 前3項の規定は、第65条の8第1項において準用する国家公務員法第18条の4の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会が同項において準用する同法第18条の3第1項の規定により行う調査に際して、隊員が、職務上の秘密に属する事項を陳述し、若しくは証言し、又は当該事項の記載、記録若しくは表示がされた書類その他の物件を提出し、若しくは提示す

る場合については、適用しない。

第 118 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 第 59 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して秘密を漏らした者

二～八（略）

2 前項第 1 号に掲げる行為を企て、教唆し、又はそのほう助をした者は、同項の刑に処する。

○ 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年 12 月 13 日法律第 108 号）

（定義）

第 2 条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

（特定秘密の指定）

第 3 条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第 4 号及び第 5 号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第 11 条第 1 号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和 29 年法律第 166 号）第 1 条第 3 項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第 18 条第 2 項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2・3（略）

（この法律の解釈適用）

第 22 条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。

2 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。

第7章 罰則

第23条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、10年以下の懲役に処し、又は情状により10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

2 第4条第5項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、5年以下の懲役に処し、又は情状により5年以下の懲役及び500万円以下の罰金に処する。第10条第1項第1号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第1項の罪を犯した者は、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

5 過失により第2項の罪を犯した者は、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

第24条 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、10年以下の懲役に処し、又は情状により10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前2項の規定は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用を妨げない。

第25条 第23条第1項又は前条第1項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、5年以下の懲役に処する。

2 第23条第2項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、3年以下の懲役に処する。

第26条 第23条第3項若しくは第24条第2項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第23条第1項若しくは第2項若しくは第24条第1項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第27条 第23条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第24条及び第25条の罪は、刑法第2条の例に従う。

別表（第3条、第5条—第9条関係）

一 防衛に関する事項

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト 防衛の用に供する暗号

チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項（略）

三 特定有害活動の防止に関する事項（略）

四 テロリズムの防止に関する事項（略）

○ MDA 秘密保護法（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）（昭和 29 年 6 月 9 日法律第 166 号）

（定義）

第 1 条 この法律において「日米相互防衛援助協定等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定をいう。

2 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

（罰則）

第 3 条 左の各号の一に該当する者は、10 年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2 前項第 2 号又は第 3 号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、5 年以下の懲役に処する。

3 前 2 項の未遂罪は、罰する。

第 4 条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、2 年以下の禁こ又は 5 万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人

に漏らした者は、1年以下の禁こ又は3万円以下の罰金に処する。

第5条 第3条第1項の罪の陰謀をした者は、5年以下の懲役に処する。

2 第3条第2項の罪の陰謀をした者は、3年以下の懲役に処する。

3 第3条第1項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第1項と同様とし、同条第2項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治40年法律第45号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

○在日米軍刑事特別措置法（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法）（昭和27年5月7日法律第138号）

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）

第6条 合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもって、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、10年以下の懲役に処する。

2 合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。

3 前2項の未遂罪は、罰する。

第7条 前条第1項又は第2項の罪の陰謀をした者は、5年以下の懲役に処する。

2 前条第1項又は第2項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。

3 前項の規定は、教唆された者が、教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第8条 第6条第1項の罪、同項に係る同条第3項の罪又は同条第1項に係る前条第1項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

《資料3》特定秘密保護法および関連法規の罰則の比較 （⇒次頁）

本法、国家公務員法、改正前の自衛隊法及びMDA秘密保護法の罰則の比較

	本法	国家公務員法	改正前の自衛隊法	MDA秘密保護法
取扱業務者による漏えい（故意）	10年以下の懲役（又は情状により10年以下の懲役及び1千万円以下の罰金）（第23条第1項）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第100条第1項、第109条第12号） ※ 「職員」による「職務上知り得た秘密」の漏えいを処罰。「職務上知り得た秘密」は、職員が職務の執行に関連して知り得た秘密のすべてをいい、職員が担当している職務に直接関係する秘密、すなわち「職務上の秘密」のほか、担当職務外の秘密であっても職務の遂行に関連して知り得たものが含まれる（「逐条国家公務員法」832頁）。	5年以下の懲役（第122条第1項）	10年以下の懲役（第3条第1項第3号） ※ 「わが国の安全を害する目的をもつて」漏えいした者は取扱業務者以外の者も処罰（第2号）。
業務知得者による漏えい（故意）	5年以下の懲役（又は情状により5年以下の懲役及び500万円以下の罰金）（第23条第2項）	—	—	5年以下の懲役（第3条第2項） ※ 業務知得者以外の者も処罰。
未遂処罰の有無	○（第23条第3項）	—	○（第122条第2項）	○（第3条第3項）
取扱業務者による漏えい（過失）	2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金（第23条第4項）	—	1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金（第122条第3項）	2年以下の禁錮又は5万円以下の罰金（第4条第1項）
業務知得者による漏えい（過失）	1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金（第23条第5項）	—	—	1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金（第4条第2項）
取得行為	10年以下の懲役（又は情状により10年以下の懲役及び1千万円以下の罰金）（第24条第1項） ※ 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的に限る。	—	—	10年以下の懲役（第3条第1項第1号） ※ 探知・収集行為を処罰。 ※ 「不当な方法で」行う場合のほか、「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」行う場合を処罰。
未遂処罰の有無	○（第24条第2項）	—	—	○（第3条第3項）
共謀 独立教唆 煽動	5年以下の懲役（第25条第1項） ※ 取扱業務者による漏えい及び取得行為の共謀、独立教唆、煽動。 3年以下の懲役（第25条第2項） ※ 業務知得者による漏えいの共謀、独立教唆、煽動。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第111条） ※ 第109条第12号に掲げる行為（秘密の漏えい）を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はそのほう助をした者を処罰。	3年以下の懲役（第122条第4項） ※ 取扱業務者による漏えいの共謀、独立教唆、煽動。	5年以下の懲役（第5条第1項、第3項） ※ 第3条第1項の罪の陰謀、教唆、せん動。 3年以下の懲役（第5条第2項、第3項） ※ 第3条第2項の罪の陰謀、教唆、せん動。

（出所）内閣官房特定秘密保護法施行準備室『特定秘密の保護に関する法律【逐条解説】』（2014年）「別添3」。

（注）「本法」は特定秘密保護法。